

高額療養費の申請手続きが変わります

～登録口座に自動振込を行います～

高額療養費を支給する口座登録手続きの案内

高額療養費制度とは、1 か月ごとに支払った保険適用分の医療費が一定額を超えた場合に、その超えた額が支給されるものです。

このたび、同封の「**国民健康保険高額療養費支給口座登録申請書（以下、申請書）**」により口座登録を行うことで、毎回の申請不要とし、高額療養費が発生した場合その登録口座に振込を行う仕組みを導入しました。

【支給について】

申請書の提出後は、支給金額や振込日について、「高額療養費支給決定通知書」の発送をもってお知らせに代えさせていただきます。支給がない場合は、通知書の送付はありません。

【振込が停止となる場合】

次の場合は、申請書の提出があっても登録口座への振込は停止となり、領収書等の提示による申請手続きが必要となる場合があります。

- ・世帯主が変更または死亡した場合
- ・国民健康保険被保険者証の記号番号が変更になった場合
- ・登録口座に入金できなかった場合
- ・国民健康保険料の滞納を確認した場合

【その他注意事項等】

- ・登録できる口座は、一世帯につき一口座のみです。
- ・口座の変更には、改めて申請書の提出が必要となります。
- ・第三者行為（交通事故等）による傷病により診療を受けた場合は、高額療養費の対象外となる場合がありますので、保険年金課までご連絡ください。
- ・診療月が令和2年12月分以前のものについては登録口座への振込の対象となりませんので、領収書とともに申請をしていただく必要があります。
- ・75歳到達により、後期高齢者医療制度へ移行した場合には、別途、後期高齢者医療制度においての高額療養費支給申請書の提出が必要です。